

第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画 素案

令和元年 12 月

橋本市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 子育てを取り巻く現状	4
1. 橋本市の子育てを取り巻く環境	4
2. アンケート調査結果からみた現状	6
3. 子育て支援施策の実施状況	10
4. 現状と課題のまとめ	17
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念（案）	21
2. 基本的な視点	22
3. 施策体系	24
第4章 施策の展開	25
基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援	25
基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり	33
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	36
基本目標4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進	38
第5章 子ども・子育て支援の事業の展開	43
1. 教育・保育提供区域の設定	43
2. 量の見込みと確保の内容の設定	44
3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等	45
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	46
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	48
6. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	59
第6章 計画の推進に向けて	60
1. 計画の推進体制	60
2. 計画の進行管理	60

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、進行する少子化に対応するため、様々な取組が進められています。近年では女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることは困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により課題がより一層複雑化・多様化していることなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成 31 年には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、平成 27 年 3 月に「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが輝くまち」の実現をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

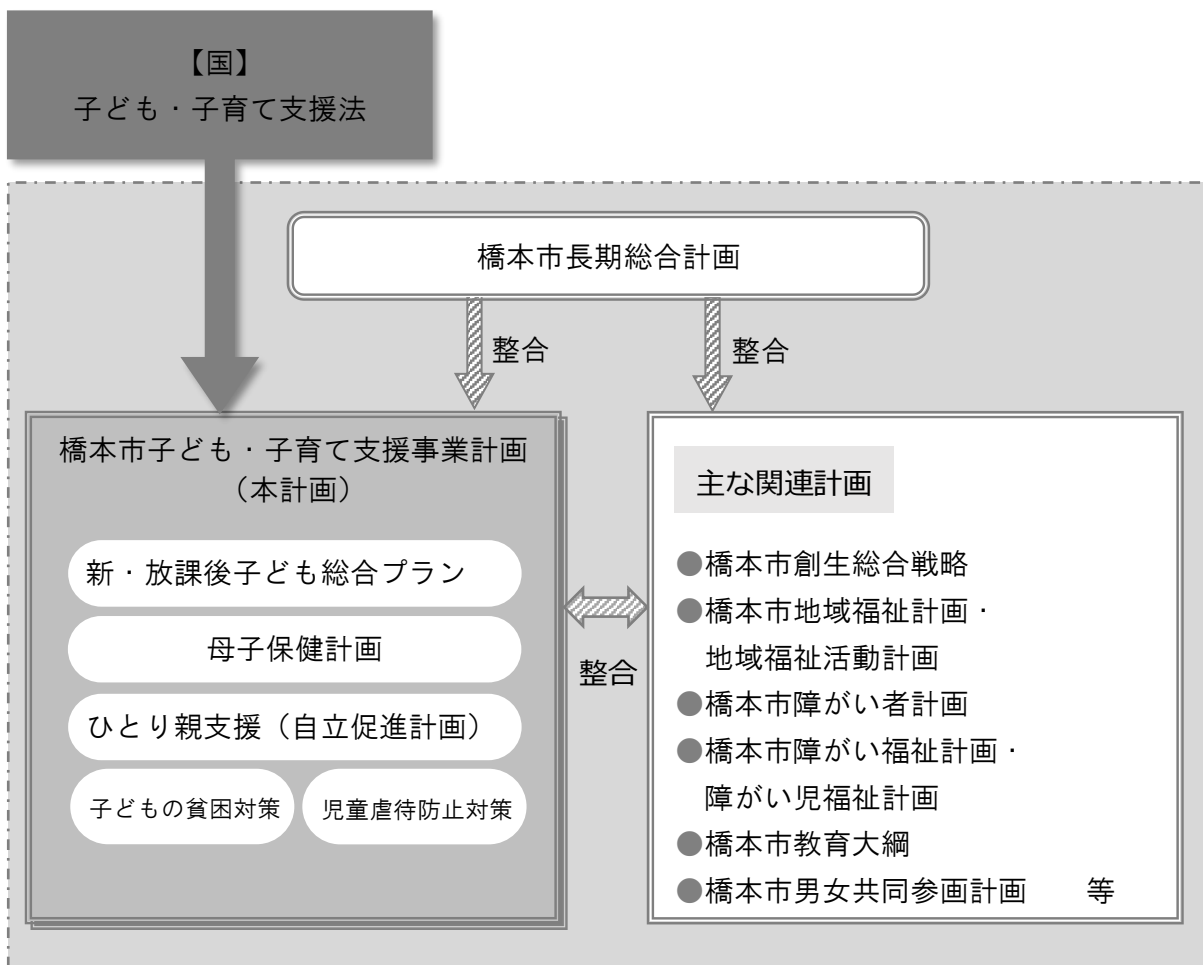
このたび、「橋本市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 法令の根拠と他の計画との関係

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「橋本市長期総合計画」をはじめ、「橋本市地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図るとともに、「新・放課後子ども総合プラン」や「母子保健計画」「ひとり親支援（自立促進計画）」「子どもの貧困対策」及び「児童虐待防止対策」を包含するものとします。



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

年度	平成 30 2018	令和元 2019	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026
		第 1 期	第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画						
							評価・見直し	次期計画	

4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

本計画では児童福祉法に基づき 18 歳未満を「子ども」あるいは「児童」としていますが、学校教育に関連する分野では、小学校就学前や小学生を「児童」、中学生を「生徒」とする表記も併用しています。

第2章 子育てを取り巻く現状

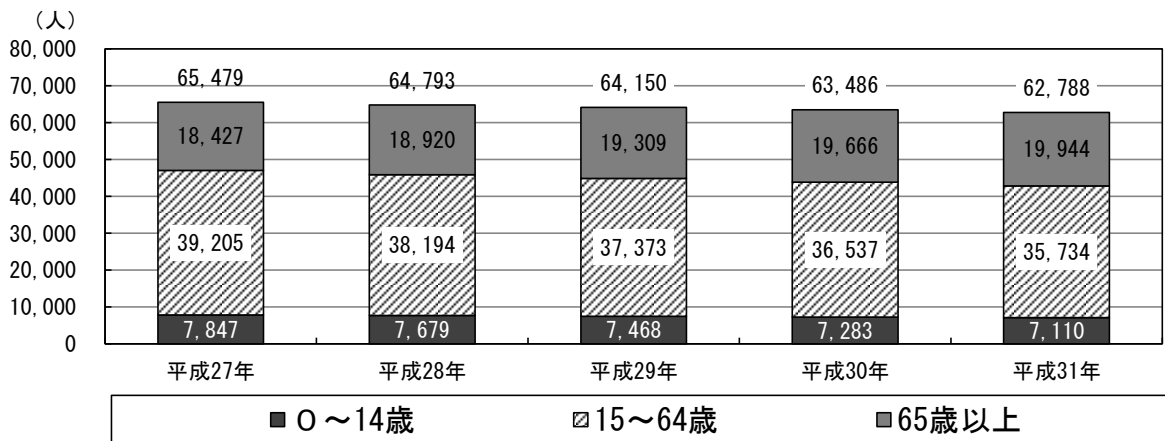
1. 橋本市の子育てを取り巻く環境

(1) 人口構造

本市の人口をみると、平成27年以降減少傾向が続いており、平成31年には62,788人となっています。

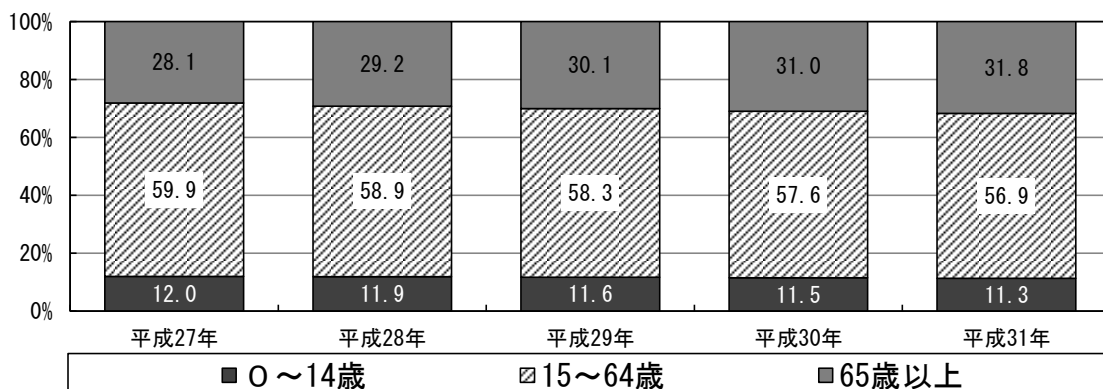
年齢3区分人口割合をみると、0～14歳人口が緩やかに減少、15～64歳人口が減少している一方で、65歳以上人口の増加が続いており、少子高齢化が進んでいることが伺えます。

【人口の推移】



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

【年齢3区分人口割合の推移】

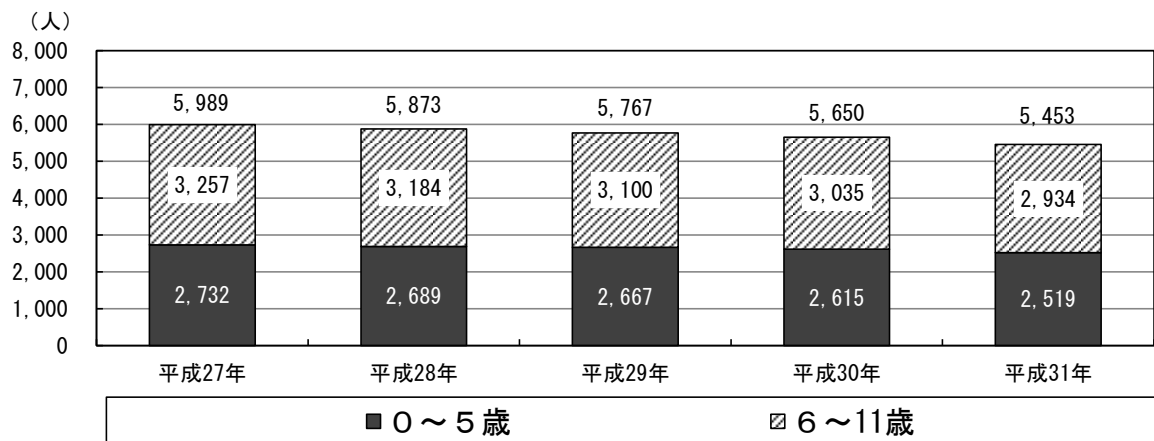


資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 児童人口の推移

本市における0～11歳人口は減少傾向で推移しており、平成31年には5,453人となっています。0～5歳、6～11歳の区分でも、ともに減少傾向が続いています。

【0～11歳人口の推移】



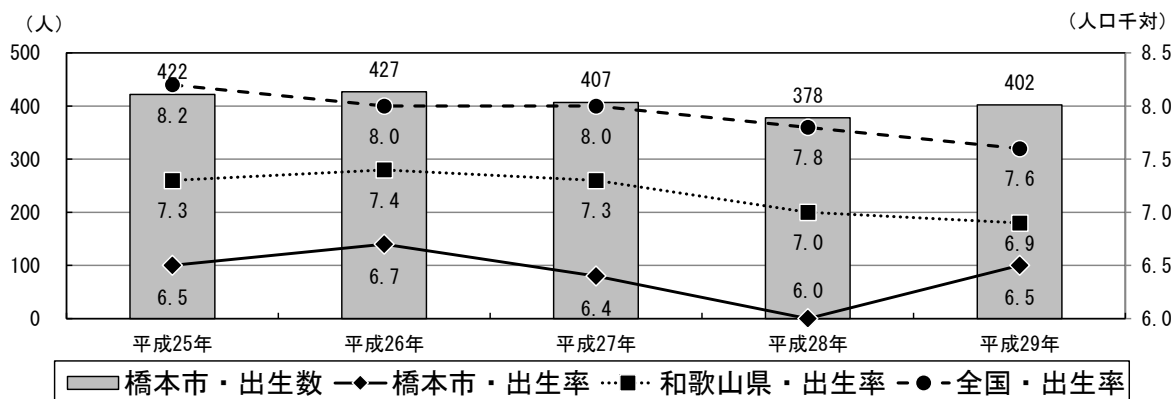
資料: 住民基本台帳(各年3月末現在)

(3) 出生の状況

本市の出生数は平成25年以降400人前後で増減を繰り返しながら推移しており、平成29年には402人となっています。

また、出生率をみると、全国や県に比べて低い値で推移しており、平成29年には6.5となっています。

【出生数・出生率の推移】



資料: 和歌山県人口動態統計

2. アンケート調査結果からみた現状

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、教育・保育サービスに関する状況や希望、子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。以下のとおり、調査結果を抜粋し、掲載します。

(1) 調査の概要

調査概要

- 調査地域：橋本市全域
- 調査対象者：橋本市内在住の「就学前児童」の世帯・保護者（就学前児童用調査）1,991人
橋本市内在住の「小学生児童」の世帯・保護者（小学生児童用調査）1,546人
- 調査期間：平成31年1月17日（木）～平成31年2月8日（金）
- 調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯を対象に実施

回収結果

アンケート種別	配布回収状況		回収率
就学前児童用調査	1,991 票	1,461 票	73.3%
小学生児童用調査	1,546 票	1,226 票	79.3%

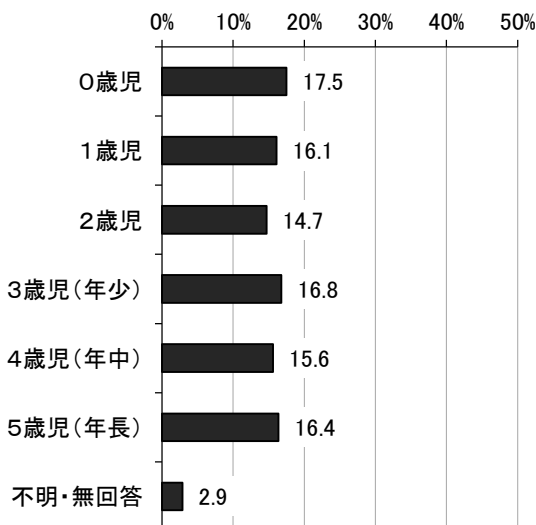
(2) 結果の概要

① 子どもの年齢・学年

アンケート調査の有効回収票から、年齢・学年の内訳は下記のとおりとなっていました。結果を把握する際の規定数として参照します。

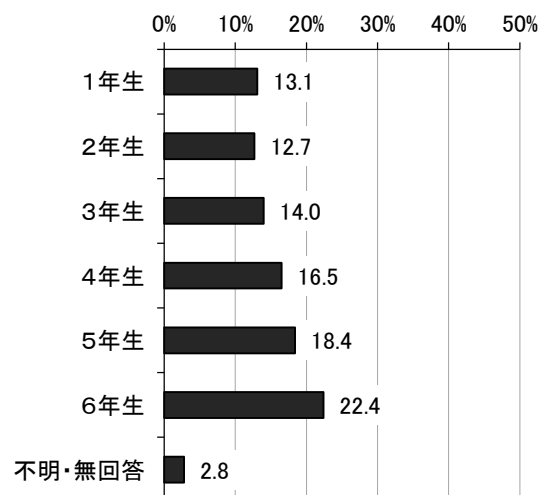
【就学前児童の年齢】

就学前児童(N=1,461)



【小学生児童の学年】

小学生児童(N=1,226)

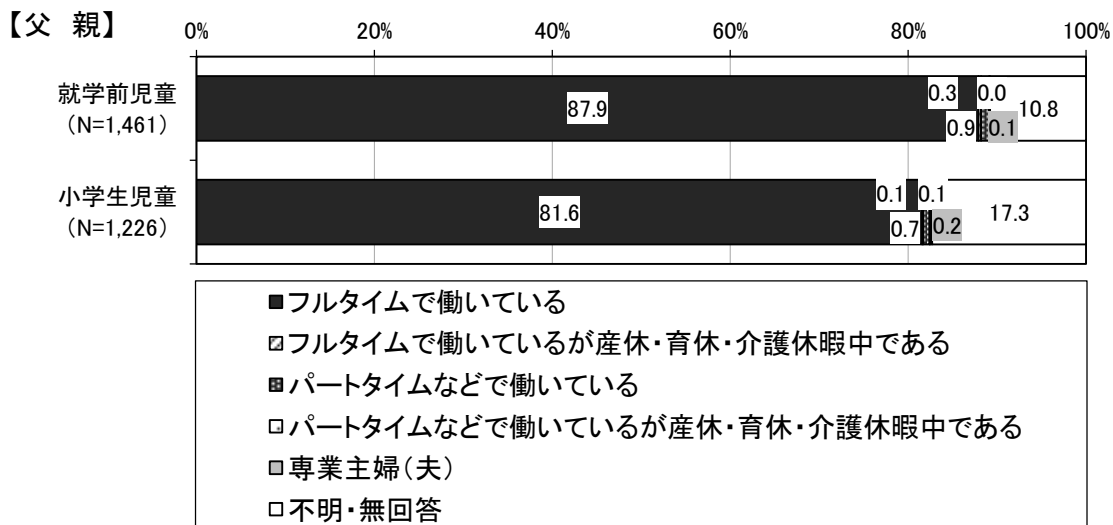
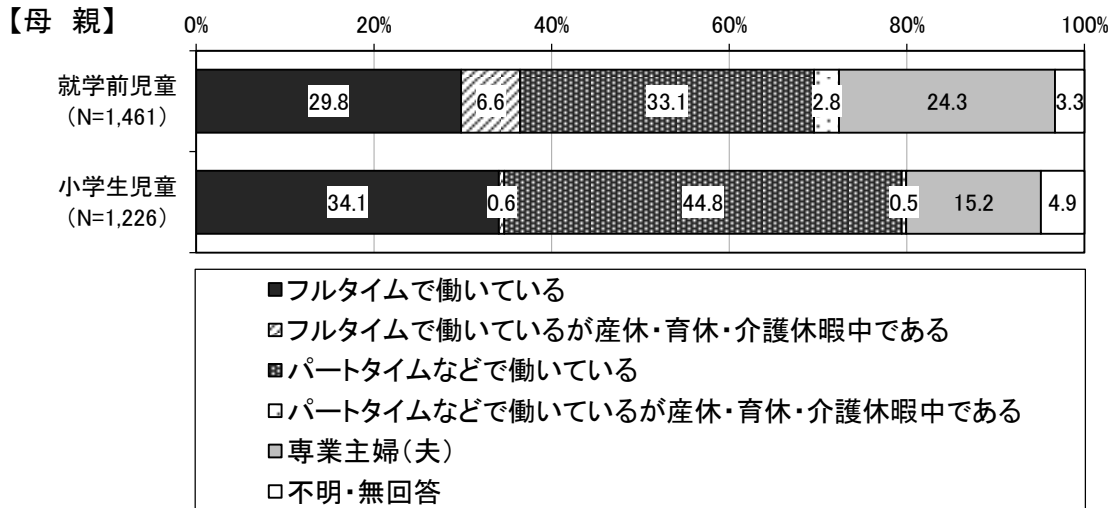


*ここでいう「年齢」は、平成30年4月1日時点の年齢です

② 父親と母親の就労状況

保護者の就労状況をみると、就学前児童・小学生児童の父親ではフルタイム就労者（休業中は含まない）が8割を超えています。

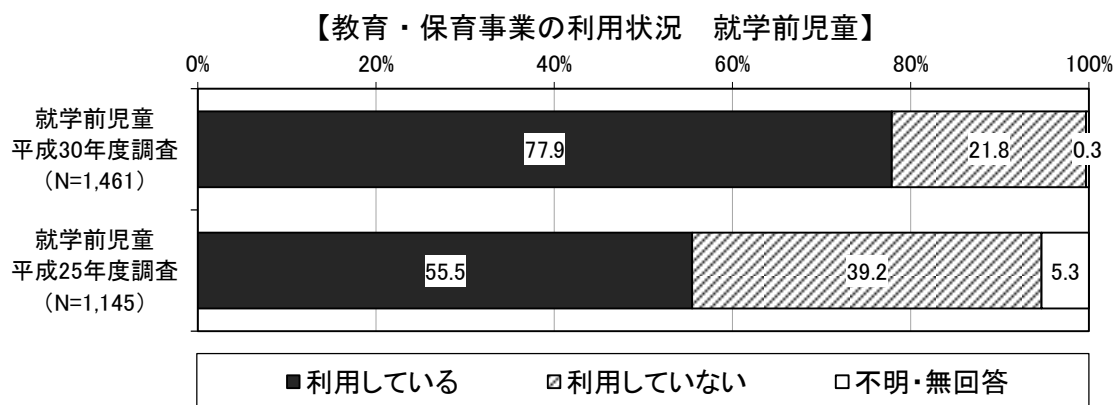
母親では、パートタイム就労者（休業中は含まない）が就学前児童では3割、小学生児童では4割を超えています。



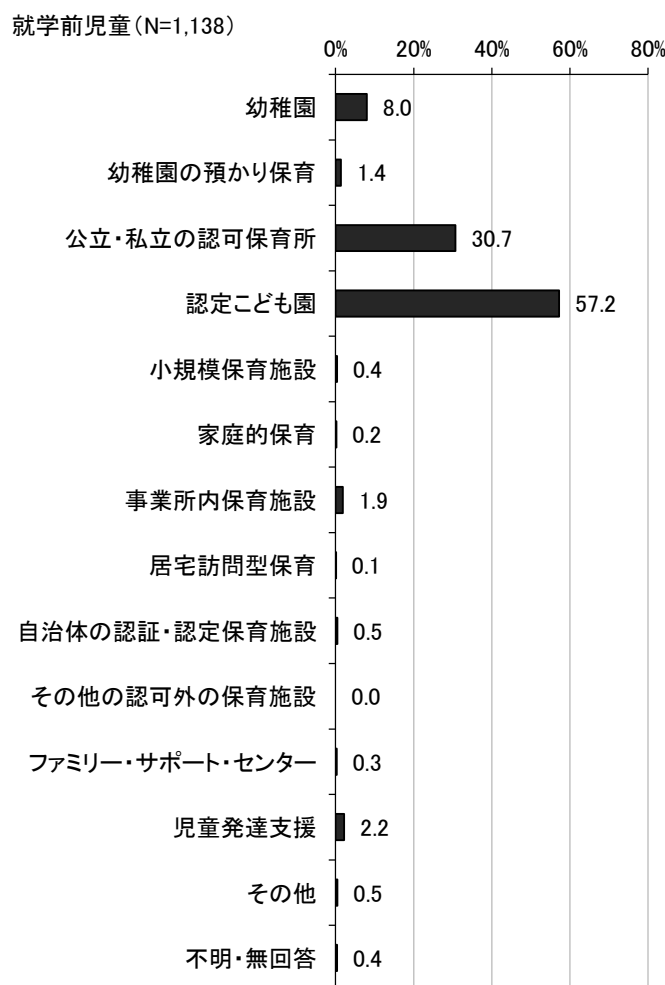
③ 教育・保育事業利用の実態と意向

平日の定期的な教育・保育事業の利用について、就学前児童の保護者にたずねたところ、「利用している」と回答した人が8割近くになっており、前回の調査時よりも20ポイント以上増加しています。

また、定期的にご利用している教育・保育事業についてみると、「認定こども園」が57.2%と最も高く、次いで「公立・私立の認可保育所」が30.7%となっています。



【定期的にご利用している教育・保育事業 就学前児童】

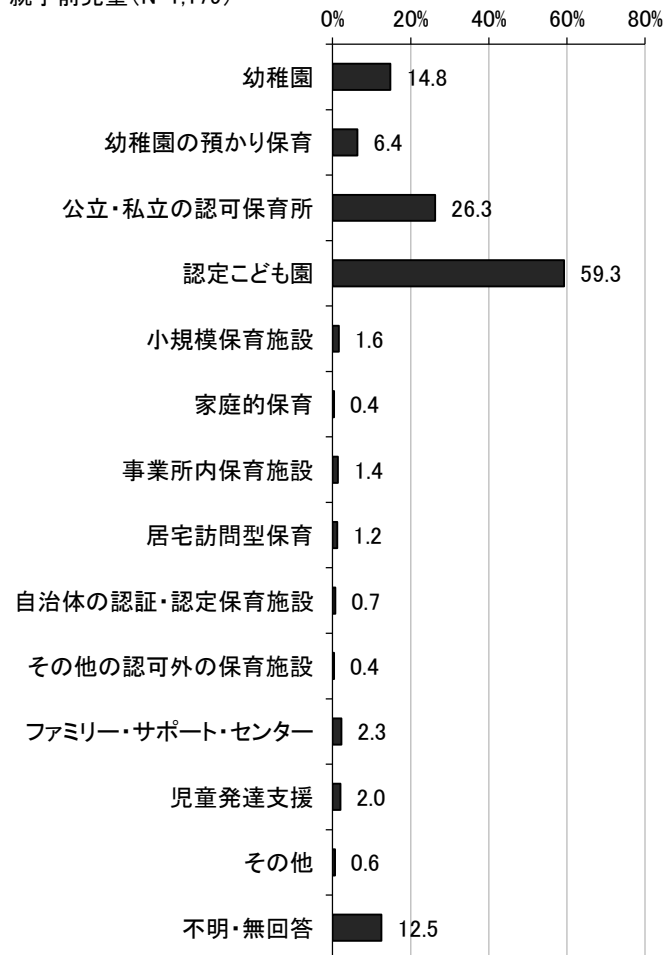


④ 生活環境について

今後、定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園」が59.3%と最も高く、次いで「公立・私立の認可保育所」が26.3%となっています。

【定期的に利用したい教育・保育事業 就学前児童】

就学前児童(N=1,179)



3. 子育て支援施策の実施状況

下記に前回計画の保育サービスや子育て支援事業の実施状況、目標事業量の進捗状況等を記載します。

(1) 1号認定・2号認定・3号認定

(単位：人)		平成 25 年度実績			平成 27 年度実績 (見込)			平成 28 年度 (見込)		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		—	—	—	543 (539)	840 (892)	511 (504)	497 (518)	871 (857)	545 (501)
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	596	869	426	675	897	468	593	868	498
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)		—	—	—	132	57	▲43	96	▲3	▲47

(単位：人)		平成 29 年度 (見込)			平成 30 年度 (見込)			令和元年度 令和元年 11 月末実績		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		480 (514)	868 (851)	561 (491)	461 (500)	896 (826)	538 (483)	387 (496)	930 (820)	575 (474)
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	593	868	498	593	878	498	602	878	510
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)		113	0	▲63	132	▲18	▲40	215	▲52	▲65

1号認定は見込量を下回っていますが、2号認定、3号認定は、見込量を上回る結果となりました。

【施設等開園・閉園状況（平成 27～31 年度）】

実施年度	施設名
平成 27 年度	民設民営 社会福祉法人寿翔永会 橋本さつき保育園（H27.4 開園）
	公設民営 社会福祉法人子どもの家福祉会 橋本こども園（H27.4 開園）
	橋本・橋本東保育園、橋本幼稚園（公立 3 園）の統廃合
	公設民営 社会福祉法人顕陽会 応其こども園（H27.4 開園）
	伏原・名古屋保育園、応其幼稚園（公立 3 園）の統廃合
平成 28 年度	民設民営 社会福祉法人泉新会 認定こども園輝きの森学園（H28.4 開園）
	バンビーノ保育園と城山台幼稚園の統廃合（新制度に移行）
	民設民営 学校法人泉新学園 みついしこども園（H28.4 開園）
	三石台幼稚園からのこども園化（新制度に移行）
民設民営 学校法人白鳩学園 あやの台幼稚園（H28.4 開園）	
	あやの台幼稚園からのこども園化（新制度に移行）
平成 31 年度	民設民営 社会福祉法人寿翔永会 学文路さつきこども園（H31.4.1 開園）
	しみず保育園、学文路・清水幼稚園（公立 3 園）の統廃合

（2）時間外保育事業

（単位：人）	平成 27 年度 実績（見込）	平成 28 年度 実績（見込）	平成 29 年度 実績（見込）	平成 30 年度 実績（見込）	令和元年度 10 月末現在（見込）
①量の見込み	502 (510)	512 (498)	513 (492)	462 (480)	463 (474)
②確保の内容	1,157	1,223	1,223	1,407	1,407
差（②－①）	655	711	710	945	933

時間外保育事業については、おおよそ見込みどおりの推移となっています。

（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位）	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	平成 31 年度 実績 4.1 時点
児童数（人）	3,202	3,120	3,037	2,963	2,870
利用人数（人）	552	638	739	839	861
利用率（％）	17.2	20.4	24.3	28.3	30.0

放課後児童クラブについては、児童数が減少している一方で、利用人数は増加し続けています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・小学校区別）

橋本小校区

（単位：人）	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	45	49	57	62	74
②確保の内容	40	40	40	80	80
差（②－①）	▲5	▲9	▲17	18	6

紀見小校区

（単位：人）	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	83	88	100	112	99
②確保の内容	80	80	120	120	120
差（②－①）	▲3	▲8	20	8	21

境原小校区

（単位：人）	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	17	22	28	33	39
②確保の内容	40	40	40	40	40
差（②－①）	23	18	12	7	1

柱本小校区

（単位：人）	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	13	13	20	24	31
②確保の内容	40	40	40	40	40
差（②－①）	27	27	20	16	9

西部小校区

（単位：人）	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	35	40	45	44	39
②確保の内容	40	40	40	40	40
差（②－①）	5	0	▲5	▲4	1

学文路小校区・清水小学校区

（単位：人）	平成 27 年度 （実績）	平成 28 年度 （実績）	平成 29 年度 （実績）	平成 30 年度 （実績）	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	33	32	38	42	41
②確保の内容	40	40	40	40	40
差（②－①）	7	8	2	▲2	▲1

隅田小校区・恋野小学校区

(単位：人)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	99	116	114	134	129
②確保の内容	120	120	120	120	160
差 (②-①)	21	4	6	▲14	31

あやの台小学校区

(単位：人)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	48	70	91	98	104
②確保の内容	40	80	80	80	120
差 (②-①)	▲8	10	▲11	▲18	16

城山小学校区

(単位：人)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	51	55	64	75	90
②確保の内容	80	80	80	80	80
差 (②-①)	29	25	16	5	▲10

三石小学校区

(単位：人)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	47	57	78	93	87
②確保の内容	40	80	80	80	80
差 (②-①)	▲7	23	2	▲13	▲7

高野口小学校区・信太小学校区

(単位：人)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	26	31	40	48	63
②確保の内容	40	40	40	40	40
差 (②-①)	14	9	0	▲8	▲23

応其小学校区

(単位：人)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	平成 31 年度 実績 4.1 現在
①量の見込み	55	65	64	74	65
②確保の内容	40	40	80	80	80
差 (②-①)	▲15	▲25	16	6	15

(4) 放課後子ども教室

(単位)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元年度
学校数 (校)	15	15	15	15	14
実施校数 (校)	15	15	15	14	14
開設割合 (%)	100.0	100.0	100.0	93.3	100.0

放課後子ども教室については、市内の小学校で実施しています。平成 30 年度では、廃校が決定していた信太小学校では実施せず、令和元年度は市内 14 校で継続して実施しています。

(5) 子育て短期支援事業

(単位：泊数)	平成 27 年度 実績 (見込)	平成 28 年度 実績 (見込)	平成 29 年度 実績 (見込)	平成 30 年度 実績 (見込)	令和元年度 11 月末現在 (見込)
①量の見込み	9 (26)	0 (26)	0 (26)	139 (26)	18 (26)
②確保の内容	300	300	300	300	300
差 (②-①)	291	300	300	161	282

子育て短期支援事業については、概ね見込量を下回って推移していますが、平成 30 年度は養育者の入院等により 139 件の利用がありました。

(6) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回/月)	平成 27 年度 実績 (見込)	平成 28 年度 実績 (見込)	平成 29 年度 実績 (見込)	平成 30 年度 実績 (見込)	令和元年度 10 月末現在 (見込)
①量の見込み	985 (1,253)	1,015 (1,243)	981 (1,220)	954 (1,199)	905 (1,178)
②確保の内容	1,480	1,480	1,480	1,540	1,540
差 (②-①)	495	465	498	586	635

地域子育て支援拠点事業については、概ね見込量を下回って推移しています。

(7) 一時預かり事業

幼稚園の一時預かり

(単位：人日)	平成 27 年度 実績 (見込)	平成 28 年度 実績 (見込)	平成 29 年度 実績 (見込)	平成 30 年度 実績 (見込)	令和元年度 10 月末現在 (見込)
①量の見込み	549 (687)	573 (660)	906 (656)	708 (636)	133 (632)
②確保の内容	2,435	2,435	2,435	2,590	2,590
差 (②-①)	1,886	1,862	1,529	1,882	2,457

幼稚園の一時預かりについては、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて利用が増加し、平成 29 年度以降は見込量を上回って推移しています。

2号認定による定期的利用

(単位：人日)	平成27年度 実績(見込)	平成28年度 実績(見込)	平成29年度 実績(見込)	平成30年度 実績(見込)	令和元年度 10月末現在(見込)
①量の見込み	16,879 (21,142)	9,768 (20,303)	10,787 (20,171)	8,486 (19,582)	4,242 (19,435)
②確保の内容	74,861	74,861	74,861	79,634	79,634
差(②-①)	57,982	65,093	64,074	71,148	75,392

2号認定による定期利用については、見込量を大きく下回って推移しています。

その他の一時預かり(一時保育・トワイライトステイ)

(単位：人日)	平成27年度 実績(見込)	平成28年度 実績(見込)	平成29年度 実績(見込)	平成30年度 実績(見込)	令和元年度 11月末現在(見込)
①量の見込み	679 (614+65) (759)	873 (614+259) (759)	841 (537+304) (759)	513 (458+55) (759)	282 (252+30) (759)
②確保の内容	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
差(②-①)	1,821	1,627	1,659	1,987	2,218

その他の一時預かりについては、概ね見込量を上回って推移しています。

(8) 病後児保育事業

(単位：人日)	平成27年度 実績(見込)	平成28年度 実績(見込)	平成29年度 実績(見込)	平成30年度 実績(見込)	令和元年度 10月末現在(見込)
①量の見込み	8 (372)	0 (363)	11 (359)	14 (350)	7 (346)
②確保の内容	580	580	580	580	580
差(②-①)	572	580	569	566	573

病後児保育事業については、平成27年度以降いずれの年においてもわずかな利用のみがある状況です。

(9) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

(単位：人日)	平成27年度 実績(見込)	平成28年度 実績(見込)	平成29年度 実績(見込)	平成30年度 実績(見込)	令和元年度 10月末現在(見込)
①量の見込み	482 (1,350)	1,435 (1,350)	1,185 (1,350)	973 (1,350)	862 (1,350)
②確保の内容	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
差(②-①)	868	▲85	165	377	488

子育て援助活動支援事業については、平成28年度に利用が増加し、平成28年度以降は減少が続いています。

(10) 利用者支援事業

(単位：箇所)	平成 27 年度 実績 (見込)	平成 28 年度 実績 (見込)	平成 29 年度 実績 (見込)	平成 30 年度 実績 (見込)	令和元年度 10 月末現在 (見込)
①量の見込み	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
②確保の内容	1	1	1	1	1
差 (②-①)	0	0	1	1	1

利用者支援事業については、あやの台保育園（社会福祉法人白鳩会）と子育て世代包括支援センターの2箇所で実施しています。

(11) 妊婦健診

(単位：人日)	平成 27 年度 実績 (見込)	平成 28 年度 実績 (見込)	平成 29 年度 実績 (見込)	平成 30 年度 実績 (見込)	令和元年度 11 月末現在 (見込)
①量の見込み	441 (408)	433 (399)	409 (395)	380 (387)	238 (378)
②確保の内容	430	430	430	430	430
差 (②-①)	▲11	▲3	21	50	192

妊婦健診については、平成 27 年度から平成 29 年度までは見込量を上回って推移しています。

(12) 乳児全戸訪問事業

(単位：人日)	平成 27 年度 実績 (見込)	平成 28 年度 実績 (見込)	平成 29 年度 実績 (見込)	平成 30 年度 実績 (見込)	令和元年度 11 月末現在 (見込)
①量の見込み	297 (408)	243 (399)	288 (395)	226 (387)	135 (378)
②確保の内容	408	399	395	387	378
差 (②-①)	111	156	107	161	243

乳児全戸訪問事業については、見込量を下回って推移しています。

(13) 養育支援訪問事業

(単位：人日)	平成 27 年度 実績 (見込)	平成 28 年度 実績 (見込)	平成 29 年度 実績 (見込)	平成 30 年度 実績 (見込)	令和元年度 11 月末現在 (見込)
①量の見込み	0	45 (400)	39 (400)	24 (400)	63 (400)
②確保の内容	400	400	400	400	400
差 (②-①)	400	355	361	376	337

養育支援訪問事業については、見込量を下回って推移しています。

4. 現状と課題のまとめ

統計データや各種調査、第1期計画の検証結果をとりまとめ、第2期計画期間中に取り組むべき課題と今後の方向性を整理しました。

課題1 子どもの育ちを支える良質な教育・保育の推進

- 保育ニーズが継続的に高い状態にある中、保育の質の維持や向上に向けて、保育士等の職員の資質向上や人材確保に引き続き取り組む必要があります。
- 子どもの健全な発育の推進や教育環境のさらなる充実に向けて、地域との連携や家庭での教育力向上に関する取組も重要となります。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 利用したい事業としては認定こども園が最も高いが、幼稚園や認可保育所に対するニーズもみられる。
- 地域の子育て支援事業の利用経験は4割程度となっており、利用意向については「利用したい」と考えている人が3割未満となっている。

団体調査

- 支援センターの数が充実しており地域ごとに支援を受けられる一方で、参加できず一人で悩みを抱えているなどの家庭に対する支援の難しさがある。
- 就学前の教育・保育は充実してきていると思われるが、保護者支援、保護者教育が難しい。

ワークショップ

- 先生や保育内容の質がもっと向上すると良いと思う。
- 素晴らしい自然が多くあるが、自然教育等に結びついていない。

課題2 子どもの安全を守る取組の充実

- 通学路や公園など、子どもたちが安心して利用できるよう安全の確保を推進していく必要があります。
- 交通安全や不審者対策など、子どもの安全確保に向けて、見守りや声かけの強化、危険箇所の点検など、地域全体で子どもの安全を守る体制づくりが必要です。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 就学に対する不安として「登下校の安全・安心」が最も高くなっている。

団体調査

- 公園デビューという言葉も死語になり、安全で安心できる場を知らないまま子育てをしている家庭もある。子どもが2～3才の時に転入してきて何もわからないという相談も受けたことがある。
- 子どもの事故や犯罪防止に、民生委員をはじめ、地域の方の協力がもっと必要だと思う。

ワークショップ

- 通学路に危険な場所がある。補修をするなど、安全を守ってほしい。

課題3 子育てしやすい環境のさらなる充実

- 子育てを楽しみながら働き続けることができるよう、職場に対する育児への理解促進をはじめ、父親と母親の協力による子育ての促進に引き続き取り組む必要があります。
- 高齢化と核家族化が進行する中、子育てにおける祖父母の存在も重要となっているため、高齢者による子育て支援についても検討することが重要となります。
- 子育てに関する情報提供や地域における保護者同士の交流促進など、子育てに携わる方が孤立しないための支援も必要です。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 保護者の就労状況では、父親のフルタイム就労者が8割を超えている一方で、母親のフルタイム就労者は3割ほどになっている。
- 子育てを主に行っているのは「父母ともに」が最も高いが、前回調査と比較した場合、父親の参加はあまり進んでいない。
- 育児休業の取得状況について「取得していない」のは、母親では約1割となっているが、父親では約9割となっている。
- 父親が育児休業を取得しなかった理由については、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が2割強となっている。

団体調査

- 共働きであっても、父親の仕事が忙しく、ほとんどの子育てを母親が担っていることが多い。
- 父親の子育てへの参加が以前よりも多く見受けられるが、まだまだ仕事が休めないことなど、どうしても母親負担になってしまうことがある。
- 仕事と子育ての両立は、企業の協力や意識も必要だと思う。
- 育休の取得には上司や同僚の理解が必要で、仕事と子育ての両立を支えてもらうことが重要。

ワークショップ

- 子どもを持ちたい、たくさん産みたいと思っている人への補助はあるのか。
- パパが仕事でいないママにとっては、平日だけでなく土・日・祝においてもリフレッシュできる場所ができると、子育てがもっと楽になる。

課題4 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

- 経済的困難によっておこりうる様々な問題への対応に、継続的に取り組んでいく必要があります。
- 発達に課題のある子どもやその保護者など、特別な支援を必要とする子どもへのサポート体制として、総合的な子ども相談を中心とした切れ目ない支援を充実させる必要があります。
- 様々な悩みを抱え、いつも通りに登校することが難しい児童が、気軽に相談できるような体制を整えるとともに、子どもに配慮した学習支援を検討することも重要です。

★関連データ一覧

生活実態調査

- 平成 29 年度に実施した調査では、子どもの貧困率が 14.4%となっており、7人に1人が困窮家庭。

団体調査

- 管内で、ひとり親家庭や経済的困難家庭など「子どもの貧困」につながる現状が見られる。
- 一般市民にとって、虐待児童や貧困児童について情報がないため、どのようになっているのか全くわからない。
- 学童保育に通う、要支援児童の情報が得られない。学校の対応も差がある。
- 誰にも悩みを話せず抱えてしまっている親が、子どもにあたってしまうといった事例がある。

ワークショップ

- 虐待への対策が重要。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（案）

～笑顔とあたたかさを未来へ～

子どもが輝き、ともに育ち合うまち 橋本

「橋本市子ども・子育て支援事業計画」では、「～笑顔を未来へ～子どもが輝くまち 橋本」という基本理念のもと、子ども一人一人が主人公となり、それぞれが輝き、心豊かな育ちと地域社会に明るい未来をつくりだせるよう、「オール橋本」で総合的な支援を進めてきました。

子どもがたくましく健やかに育つことはもちろん、今後も親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進することで親も育つとともに、地域の住民一人一人が子育てに関する理解を深め支え合うことで地域も育つという「共に育つ」まちを目指すことが重要です。

子どもにも、親にも優しい、みんなが「共に育つ」まちづくりを地域全体で進めるため、第1期計画の基本理念を踏まえ、上記の基本理念を掲げ、子育て支援施策を推進することとします。

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

1. 子どもの幸せを第一に考える視点

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わる様々な権利が養護されなければなりません。

2. すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て支援に関するニーズも多様化しています。その家庭の実情に応じた柔軟できめ細やかな取組により、子どもや保護者が安心して生活し、自立へと導くことが大切です。

3. 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の1つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していくことが必要です。

4. 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるとはいえ、「子どもは社会の宝」であり、子育て家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

5. 地域の社会資源を活用する視点

本市は豊かな自然環境や伝統文化が受け継がれ、その根底には地域に根ざした市民の力があります。公民館などの公共施設が随所であり、親子サークルをはじめとする様々な団体活動も地道に行われています。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

6. サービスの量と質を確保する視点

行政サービスは、ただ市民に提供すればよいというわけではありません。特に、サービスの対象が乳幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量の確保とともにサービスの質を高めることが大切です。

7. 地域の実情に応じた取組の視点

地理的な特性・人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、地域の特性に応じた取組を推進していく必要があります。

8. 次代の担い手づくりという視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った健全育成のための取組を進めます。

3. 施策体系

基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実	① 地域ぐるみの子育て支援、情報提供と相談活動の充実 ② 仲間づくりの場の充実
1-2. 教育・保育サービスの充実	① 教育・保育サービスの量と質の確保 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 幼児期の教育・保育の一体的提供
1-3. 子どもの居場所づくり	① 放課後児童対策の充実 ② 児童館等の充実 ③ 異世代で交流する居場所の充実
1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組	① 講座や教室、相談事業の充実 ② 健診等の充実 ③ 家庭での事故防止の啓発 ④ 食に関する生活習慣の確立と体験学習等の充実 ⑤ 思春期保健対策の充実 ⑥ 小児医療体制・夜間救急医療体制の充実
1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進	① 家庭・地域とつながる学校づくり ② 学校教育環境の充実 ③ 家庭や地域等の教育力の向上と活動機会の提供 ④ 青少年団体等の各種活動支援の充実 ⑤ 交流や体験の機会の充実

基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり

2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり	① 安全・安心なまちづくり ② 身近な環境に配慮したやさしいまちづくり
2-2. 事故から子どもを守る活動	① 安全な道路交通環境の整備 ② 地域と連携した交通安全の確保
2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動	① 地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進 ② 安全教育の推進 ③ 被害にあった子どもに対するケアの充実

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1. 仕事と子育ての両立の支援	① 男性の子育て等家庭生活への参画促進 ② 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進
3-2. 企業への働きかけの推進	① 事業主への啓発活動 ② 女性の再就職の支援

基本目標4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進

4-1. 児童虐待防止対策の充実	① 児童虐待防止ネットワークの充実 ② 養育支援を必要とする家庭への支援の充実 ③ 子どもの人権を守る取組の推進
4-2. 家庭における子育て支援の充実	① 子育て家庭への負担の軽減 ② ひとり親家庭等の自立のための支援
4-3. 児童発達支援施策の充実	① 早期発見と療育、教育・保育の充実 ② 支援を必要とする児童へのサービスの充実
4-4. 子どもの貧困対策の充実	① 就労等支援の充実 ② 支援を必要とする子どもたちの関係部署へのつなぎ

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

基本目標

1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、子育てについて学ぶとともに、子育て支援サービス等の情報を活用し、子育てにあったサービスを上手く活用することが必要となります。すべての子どもと親へ、妊娠から出産、育児、教育と切れ目のない子育て支援を行うことで、安心して、楽しみながら子育てができるまちづくりに取り組んでいます。

子育て支援センター事業や親子サークルの育成および活動支援等により、保護者の不安や負担の軽減とともに、健康相談事業で子どもの健やかな成長に向けた支援を行っている一方で、少子化や就労する保護者の増加により活動参加者が減少していることや、参加につながりにくい親子の参加を促していくことが課題となっています。

基本方針

妊産婦への相談支援や健診等と地域子育て支援サービスを一体的に提供することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。また、橋本市子育てガイド「子育てのびの〜び」の配布や、ホームページ「子育て情報サイト はぴもと」、LINE（ライン）配信等により、様々な子育て情報を分かりやすく提供します。

施策

施策の方向

① 地域ぐるみの子育て支援、情報提供と相談活動の充実

子育て支援センターにおいて、親子の交流の場を提供し子育てに関する情報提供、相談や援助を行い、子育て支援の充実を図ります。また、妊娠期から子育て中の親との交流が始まるよう、気軽に利用できる雰囲気づくりに努めます。

主な事業

- 1) 仲間づくりの機会、遊び場の情報提供(子育て支援センター事業)
- 2) 子育て相談の充実(子育て支援センター事業)

② 仲間づくりの場の充実

親子のふれあいは、健全な親子関係を構築する基礎となるものです。親が子育ての喜びを実感し、子どもの豊かな心を育むため、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。

子育てに対する不安や悩みの軽減を図るため、同年齢の親がふれあい、友だちをつくり、お互いに育児相談ができる場として、子育てセミナーや子育てルームなどを開催します。

主な事業

- 1) 親同士の交流、子育ての楽しさを伝える機会の充実(子育てサークルの育成・活動支援等)
- 2) 育児不安の軽減、産後うつや虐待の予防(乳児交流教室)

1-2. 教育・保育サービスの充実

現状と課題

令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、保護者の就労意向の変化や幼児期の教育・保育の選択など、子育て家庭にも様々な影響があると考えられます。多様化する子育て世代のニーズを把握し、子ども・子育て支援施策を推進しています。

保育ニーズの需要に対応するため、複数園の統合・開園、また、延長保育や預かり保育等の保育サービスの充実を図る一方で、保育サービスによっては、施設整備の必要性、利用者の増加に伴う保育士等の負担増など課題が生じており、対応が求められています。また、教育・保育に携わる機関や職員の、公立・私立の枠を超えた連携を進め、教育・保育の質の向上のために推進していくことが重要です。

基本方針

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮し、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。また、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

施策

施策の方向

① 教育・保育サービスの量と質の確保

多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、民間活用も含め有能な保育士等の確保や定着化に向けた策を講じるとともに、適正な保育の量の確保と質の向上に努めます。また、教育・保育の質の向上を図るため、保育士等に向けた研修を実施します。

主な事業

- 1) 幼保連携型認定こども園への移行(公私連携方式による整備・(仮)紀見こども園構想)
- 2) 教育・保育の質の向上のための研修の実施

② 多様な保育サービスの提供

働きながら子育てをするため、保育所を利用する人が多くなっています。こうした状況に対応し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためにも、保護者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。

主な事業

- 1) 延長保育事業により安心して子育てができる環境整備(延長保育事業)
- 2) 公立保育所・私立保育園における一時預かりの充実(預かり保育事業)

③ 幼児期の教育・保育の一体的提供

質の高い教育・保育の提供や、地域の子育て支援機能の維持・確保を図り、保育所、幼稚園、認定こども園の連携や就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

主な事業

- 1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の連携の推進(教育と福祉の連携による各園への指導訪問等)

1-3. 子どもの居場所づくり

現状と課題

様々な家庭の状況にある子どもたちの安全・安心な居場所として、地域や子育て支援団体等の協力により、すべての子どもたちを見守る意識や体制を含め、総合的な居場所づくりを講じる必要があります。公園や広場など子どもや高齢者が安心して過ごせるような居場所が市内各所にあり、そこで地域の人とふれあうこと、放課後の様々な事業による多様な体験・活動等、異世代・異年齢との関わりなど様々な機会が児童の人材育成につながることで、その意識のもとに事業を進めることが必要です。

基本方針

共働き家庭の増加に伴う放課後の子どもたちの居場所の確保だけでなく、すべての子どもたちのさまざまな居場所を確保するとともに、地域全体で子どもたちの健全な育成に努めます。放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業を効率的、効果的に運用するとともに、新・放課後子ども総合プランに基づく事業の展開を進めます。

施策

施策の方向

① 放課後児童対策の充実

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブ事業を実施します。また、放課後等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後子ども教室を実施します。

主な事業

- 1) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進（放課後児童クラブ事業、放課後子ども教室、放課後等デイサービス事業）

② 児童館等の充実

児童館や図書館における、読み聞かせ会や学習支援、季節の行事、各種教室を実施することで、子どもたちの自由な学習や創造を通じ豊かな情操を育みます。

主な事業

- 1) 子どもの遊び場や体験の機会の充実（子ども館・児童館活動）
- 2) 自由な学習機会の充実（各種図書館事業等）

③ 異世代で交流する居場所の充実

子どもや子ども連れの保護者・高齢者が安心して遊び過ごすことができるよう、広場や公園遊具等の計画的な整備・点検に努めます。また食を通じて、子どもから高齢者まで気軽に集え、孤食を減らし、異世代間でのコミュニケーションを大切に過ごせる居場所を提供します。

主な事業

- 1) 安心して過ごせる公園・施設等の充実（公園・広場等の整備）
- 2) こども食堂等を通じた居場所づくり

1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組

現状と課題

安心して育児や出産と向き合い、親と子どもが共に健やかに成長するためには、健康に関する正しい知識や技術の普及を図る必要があります。親と子どもの健康が確保され、安心して妊娠・出産ができるよう、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する環境づくりに取り組む必要があります。

保護者が受ける社会のストレスの影響、子どものアレルギー問題、感染症など、子育て世代を取り巻く社会には精神面・健康面で様々な不安があります。母子の健康検査、食育の充実など、引き続き様々な機会を通じて母子の健康の確保を図る必要があります。自らの命を守る取組を継続して進めるとともに、様々なアレルギーをもつ子どもたちやその家庭への不安を払拭するため、関係各課が連携し取組を進めます。

基本方針

妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、安全・安心な出産ができるよう健康診査の充実と事後支援体制を整備するとともに、子育て世代の家族に関わる健康増進に努めます。

また、家庭における乳幼児の不慮の事故をはじめとする様々な危険を防止するための知識の普及に努めます。

施策

施策の方向

① 講座や教室、相談事業の充実

母子の健康や子育てについて、気軽に相談できる環境づくりに努め、マタニティクラスや各種教室などの実施により、親としての自覚や知識を得るための機会を提供します。

主な事業

- 1) 家庭児童福祉に関する相談指導事業(家庭児童相談室事業)
- 2) 乳幼児の発達状況や健康相談、育児相談の充実(健康相談事業)
- 3) いのちの大切さ、家族の役割を伝える機会の充実(ママパパ教室の充実)

② 健診等の充実

母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種を実施するとともに、子育て家族の心身の健康の増進に努めます。

主な事業

- 1) 妊婦の健康を確保する取組の充実(妊婦健診事業)
- 2) 乳幼児の健康を確保する取組の充実(乳幼児健診・相談事業)
- 3) 生活習慣の改善を含む健康づくりの推進(生活習慣病予防のための各種健診等)

③ 家庭での事故防止の啓発

日常生活での危険に子ども自身も気づくとともに、様々な情報を提供し注意喚起に努めます

主な事業

- 1) 安全教室等の実施
- 2) 家庭環境に応じた情報提供

④ 食に関する生活習慣の確立と体験学習等の充実

妊娠前、妊娠中からの心身の健康づくり、また子どもの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成等への取組により、健やかな生活習慣を身に付けることで生活習慣病予防の基盤を固め、生涯を通じた健康づくりを推進します。

また、子どもの成長に合わせた食育を推進するため、第2期健康増進・食育推進計画に基づき、栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身に付けられるよう、妊娠中から食生活の改善に向けて、知識・技術の習得を促します。さらに、子どもたちが食の大切さを学び、楽しさや親しみ、感謝の気持ちを育むとともに、食物アレルギーについての理解と、家庭への支援など教育と福祉の連携した取組を進めます。

主な事業

- 1) 基本的な生活習慣を身に付ける必要性の周知
- 2) 食育の推進(保護者への支援、保育所・幼稚園等での推進活動)
- 3) 地産地消の推進(学校の児童生徒と給食食材提供者との交流会)
- 4) 食物アレルギーに関する理解と支援

⑤ 思春期保健対策の充実

思春期は、子どもから大人へと移り変わる時期で、精神的にも大きな変化の現れる時期です。児童生徒の健康診断等による健康管理に努めるとともに、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた啓発も含めて、包括的な取組を推進します。

主な事業

- 1) いのちの大切さを学ぶ機会の充実(いのちを育む授業)

⑥ 小児医療体制・夜間救急医療体制等の充実

安心して子どもを生み、育てられるよう、特に小児医療・夜間救急医療について、近隣市や関係機関との連携を図り、いつでも安心して質の高い医療サービスが受けられるよう、小児医療体制・夜間救急医療体制の一層の充実に努めます。

主な事業

- 1) 緊急医療体制の充実
- 2) 休日急患医療体制の充実

1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進

現状と課題

子どもが将来への夢や希望を原動力にして自らの強みや生きる糧となる「生きる力」を身に付けられる教育、未来を担う人づくりが求められています。すべての大人が子どもを慈しみ育てる体制を作り、教育環境の充実に努めることが必要です。

学校・家庭・地域が一体となった教育活動により、子どもたちを見守り支える環境づくりや地域社会の活性化に取り組んできました。今後も学校・家庭・地域が力を合わせ、子どもたちを豊かに育み、人と人のつながりを再構築するため、地域活動や協働の取組を活かした共育コミュニティを推進することが重要です。

基本方針

家庭における子どもとの様々な関わり方を知り、保護者同士との交流による情報交換など、より豊かな家庭教育を行うことができるよう、家庭教育の普及啓発と、親育ちへのさらなる充実に努めます。また、様々な機会を通じて地域での世代間交流を促すとともに、家庭と地域、学校の連携を強化することで、地域全体で育ちあう環境づくりに努めます。

施策

施策の方向

① 家庭・地域とつながる学校づくり

学校・家庭・地域が一体となって子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもも大人も共に育て育ち合い、人と人のつながりを深め、活力のある地域づくりを推進します。また、学校のかかええる問題解決や子どもたちの豊かな成長のため、社会総掛りでの教育の実現に努めます。

主な事業

- 1) 人と人とのつながりによる活力のある地域づくり(共育コミュニティの推進)
- 2) 学校と地域をつなぐ体制の強化(コミュニティスクールの推進)

② 学校教育環境の充実

教員のスキルアップを図るための研修や講習会を開催し教育指導力の向上に努めます。また、地域とともにある学校づくりへの理解を深め、地域や家庭からの応援を基盤としながら、小中学校の児童生徒の相談支援体制をつくるとともに、関係機関と連携のもと、就学前教育との円滑な接続に努めます。

主な事業

- 1) 各校・研究グループに対する支援(教育研究委託事業)
- 2) 教育相談の充実(スクールカウンセラー配置事業の活用)

③ 家庭や地域の教育力の向上と活動機会の提供

保護者や子ども、子育て世代が交流し、学ぶ場、つながる場の充実に努めるとともに、幅広い方が参加できるよう取組の周知を図ります。また、様々な機会を通じ、地域ボランティアの活躍の機会を提供します。

主な事業

- 1) 交流の場づくり(家庭教育支援事業他)
- 2) 応援ボランティア等との連携と充実(市民活動サポートセンター、人材ネットワーク事業との統合)

④ 青少年団体等の各種活動支援の充実

子どもや若者がふるさとに関心の目を向け、遊び場や活動の機会づくりなどに主体的に関わり、子どもや若者同士あるいは大人と協力・連携して、よりよいものをつくり上げるよう、地元ふるさとを知る機会づくりの提供やまちづくりへの参加を促進します。

主な事業

- 1) 各種団体への支援の充実(青少年団体連絡協議会、青年指導員連絡会、スポーツ少年団、中学生ボランティアクラブ、橋本市子ども会連絡会、青少年育成市民会議)

⑤ 交流や体験の機会の充実

子どもの社会性を育むためには、異年齢の子どもや世代間交流、文化活動等の機会の提供が重要になります。職場体験や地域住民との交流を通じ、子どもたちの視野やつながりを広げ、精神的な負担感の軽減とともに子どもの自主性・社会性の向上を促します。

主な事業

- 1) 体験等の学習機会の充実(キャリア教育)
- 2) 放課後子ども教室等
- 3) 地域における異世代の交流機会の提供(公民館事業)

基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり

基本目標

2 安全で安心して暮らせる環境づくり

2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

地震等災害発生時に子どもが安全に避難できるように、保育・療育・教育施設での防災対策をはじめ、避難体制の確立を図るとともに、有事に配慮した防災意識の高揚に努めます。

また、子どもたちが、いつまでも美しい空気ときれいな水の恩恵を享受できるように、自然環境の保全や環境美化等に努めます。

基本方針

事故防止や防災の観点から、各種訓練を充実させるとともに、有事に備えた子どもや保護者への周知等、慌てることなく落ち着いて行動できるよう継続した取組を進めます。

また、分別等によるゴミの減量化や再利用など、環境保全に対する意識付けを図ります。

施策

施策の方向

① 安全・安心なまちづくり

地震等の災害発生時において、子どもたちが安全に避難できるよう、保育・療育・教育施設での防災対策を充実させるとともに、地域での防災意識の高揚に努めます。

主な事業

- 1) 防災教育の推進
- 2) 地域における防災活動の推進(地域防災訓練、小学校防災キャンプ事業、各種避難訓練)

② 身近な環境に配慮したやさしいまちづくり

限りある資源の有効活用がゴミの減量化、ひいては環境保全へとつながる循環型社会の形成へ、環境に対する意識や行動を促す活動を推進します。

主な事業

- 1) 地域清掃活動等を通じた環境学習
- 2) 食品ロス削減につながる活動の推進

2-2. 事故から子どもを守る活動

現状と課題

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件・事故は後を絶ちません。特に、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっています。子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが必要です。

基本方針

子どもを交通事故から守るため、警察等関係機関や団体、地域住民等の協力・連携により、交通安全意識を高めるとともに、交通を妨げる行為の解消等を進めます。

施策

施策の方向

① 安全な道路交通環境の整備

安全・安心な子育てのため、通学路や園外保育経路などの歩行者の安全確保に取り組み、子どもが安全に登下校できる環境をつくります。

主な事業

- 1) 安全の確保に関する情報提供(事故防止に関する啓発事業、交通安全教育)
- 2) 交通安全施設の整備(通学路の安全確保・バリアフリー化等)

② 地域と連携した交通安全の確保

子どもが安心して生活できる環境をつくるため、関係機関・団体、地域住民等との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

主な事業

- 1) 子どもたちを事故等から守る活動の充実(子どもの安全見守り)

2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動

現状と課題

地域社会のつながりが薄れ、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発している中で、学校や地域の実情等に応じた学校の安全管理体制の整備や防犯教育の充実、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備等が必要となっています。

地域の防犯活動の充実に向けて、自主防犯活動団体の育成が必要です。また、子どもたちの危険察知能力の向上に向けた、指導者のスキルアップも求められています。

また、公正かつ持続可能な社会の形成に消費者として積極的に参加し、発達段階に応じ、環境や社会への影響を考えて自分で選び消費する力や、物の健全な価値を見極める力を養成することが必要です。

基本方針

子どもが地域で安全に過ごせるように、緊急避難が可能な体制を充実させるとともに、警察等関係機関や団体、地域住民の協力・連携により、凶悪化・多様化した犯罪の防止に努めます。

施策

施策の方向

① 地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進

自主防犯活動団体による青色回転灯を装備した車でのパトロール活動及び自治会やPTAが行う地域防犯パトロール活動などを支援します。

主な事業

- 1) 地域防犯活動の支援(安全パトロール、きしゅう君の家運動、防災無線による啓発、青少年育成市民会議)

② 安全教育の推進

子どもを犯罪から守るために、自らの身を守るための知識や技能を習得する学習機会を提供し、防犯教育・消費者教育・情報モラル教育を推進します。

主な事業

- 1) 学校等での安全教育の推進(子ども安全教室)
- 2) 防犯教育、消費者教育、情報モラル教育等の実施

③ 被害にあった子どもに対するケアの充実

犯罪や虐待の被害に遭い、心身に深い傷を負った子どもに対し、専門機関等と連携し、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を防ぎ、心のケアに努めます。

主な事業

- 1) 専門職と連携した支援の推進(カウンセリング等支援事業)

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1. 仕事と子育ての両立の支援

現状と課題

子どもが家庭の温かなふれあいの中で心豊かに育っていくためには、男女が共に子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合い家庭を築いていくことが重要であることや、子どもも家庭の一員として協力していく必要があります。

本市の状況をみても、就労する母親が増加しており、共働き世帯が増えています。男女ともに働きやすく、子育て等をしやすい環境づくりが求められています。

親が子育て等の時間を十分に確保できるよう、市民のワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図るとともに、働きながら子育て等をしやすい環境づくりを進めることが重要です。

基本方針

ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本に、すべての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、子育て等をしやすい就労環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。また、子育て中の親子が安心して地域で生活できる環境づくりに努めます。

施策

施策の方向

① 男性の子育て等家庭生活への参画促進

父親が子育て等への喜びを実感し、家庭におけるコミュニケーションが育まれるよう、父親と子どもを対象としたふれあいの場を提供します。また、父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供することで、子育て等への参画の促進と意識の啓発に努めます。

主な事業

- 1) 仲間づくりの機会、遊び場等の情報提供
- 2) 講座やイベントを通じた啓発の推進(子育て支援センター等におけるイベント事業)

② 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進

「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点のもと、働きながら子育て等をする人を支援する意識を醸成するとともに、子育て等をしやすい環境の整備について啓発を継続します。

主な事業

- 1) 啓発・研修の充実(男女共同参画リーダー研修)
- 2) 人権教育の推進(保育所・幼稚園・こども園、小学校・中学校等における人権教育)

3-2. 企業への働きかけの推進

現状と課題

保護者が男女問わず主体的に子育て等に向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。企業などでは、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業の義務化を始め育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備などを独自に進める企業も増えていますが、中小企業や小規模事業者などまでなかなか浸透していない実態があり、行政のみならず、国や県、企業などと一体となって取り組んでいくことが必要です。

基本方針

事業所に対して、仕事と子育て等の両立が可能な労働形態についての理解や、育児・介護休暇等の取得促進等、仕事と生活の調和の実現へ向けた取組についての情報発信、啓発を行います。

施策

施策の方向

① 事業主への啓発活動

育児・介護休業や短時間勤務制度など、多様な働き方に関する情報提供を進め、保護者が働きながら子育て等しやすい環境をみつけられるための意識啓発を行います。

主な事業

- 1) ワーク・ライフ・バランスに係る制度説明資料の配布
- 2) 施設内保育所設立のための企業への啓発

② 女性の再就職の支援

子育て後も職場へ復帰できるよう、職場の環境整備を支援します。

主な事業

- 1) 子育て後の復職しやすい環境づくり
- 2) 女性のエンパワメント及び職業能力の開発の推進(職業訓練の啓発、女性電話相談事業、女性電話相談員養成講座、女性起業者支援研修等)

基本目標 4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進

基本目標

4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進

4-1. 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待などにより社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

こうした現状に対応するため、国では、児童福祉法が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育てなどの推進が進められています。

「要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携を図りながら、多方面から支援に努めており、今後も虐待の予防、早期発見に努めるとともに、子どもの健全な養育のできる家庭をめざした対応の充実が求められます。

基本方針

子どもに対する虐待を未然に防止するため、親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う乳幼児健診、相談、指導の充実に努めるとともに、健診等の未受診者に対する取組や受診啓発に努めます。

さらに、虐待を早期に発見するため、市民の通告義務についての啓発を行うとともに、迅速かつ適切な対応を行うため、関係各課や関係機関との連携による児童虐待防止活動の強化を図ります。

施策

施策の方向

① 児童虐待防止ネットワークの充実

児童虐待や非行・不登校・発達障がい等の子どもやその家庭を支援していくために関係機関との連携を図り、支援ネットワークの充実に努めます。

主な事業

- 1) 虐待防止体制の強化(要保護児童対策地域協議会)
- 2) 子育て関係団体との連携の充実(民生委員・児童委員、母子保健推進員等との連携による支援)

② 養育支援を必要とする家庭への支援の充実

育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見するための相談事業や啓発事業を推進します。

主な事業

- 1) 子育ての不安の軽減(児童相談事業)
- 2) 養育を必要とする子ども・家庭へのサービスの充実(子育て短期支援事業(トワイライトステイ含む))
- 3) 乳幼児健診等未受診者へのフォロー

③ 子どもの人権を守る取組の推進

子どもの人権や自由を尊重し、子どものいのちを失うような悲しい事件を引き起こすことがないように、啓発等を充実することで、子どもの人権に関する市民の意識を高めます。

主な事業

- 1) 人権に関する啓発の推進(児童相談事業)

4-2. 家庭における子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズなどから、様々な家庭状況に対応した、柔軟で総合的な取組により、すべての子育て家庭への支援を進めてきました。

特にひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりでなく、育児相談や家事援助など自立に向けた生活支援などの充実が重要です。

また、自立した生活を送ることができるよう、就労相談や研修会の開催、資格取得にともなう経済的負担の軽減等、各種支援を実施してきました。引き続き、子育て家庭の生活の安定を図ります。

基本方針

子育て家庭の経済的な負担の軽減のため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、各種支援について充実に努めます。

施策

施策の方向

① 子育て家庭への負担の軽減

子育て家庭での経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な支援についての周知を図ります。

主な事業

- 1) 児童の健康の保持・増進に向けた経済的支援(乳幼児医療費、小学生医療費、中学生医療費助成制度)
- 2) 紙おむつ用ごみ袋給付事業、就学援助、紀州3人っこ施策、児童手当等

② ひとり親家庭等の自立のための支援

保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援をはじめとする各種支援の充実に努めます。

主な事業

- 1) 生活基盤を確保するための支援(児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療助成事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子寡婦福祉資金貸付制度等)
- 2) 就労支援(母子・父子自立支援員による就労支援等)
- 3) 生活支援(母子生活支援施設事業、助産施設入所事業等)

4-3. 児童発達支援施策の充実

現状と課題

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、認定こども園等や幼稚園、小学校、機能支援センターや関係機関等が連携し、ライフステージを一貫して支援できる体制づくりが求められます。

また、全国的に発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっており、関係各課、関係機関との連携の強化や、サービス提供事業所の参画、質の確保を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する市民の理解を深める取組が重要です。

基本方針

発達障がい等、支援を必要とする子どもたちの健全育成のため、関係機関との連携を図り、子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供します。

障がい等の早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもの様子や、その家族の支援に関する意向を尊重しながら、その家庭にあった適切なサービスを利用できるよう理解と啓発に努めます。

また、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制のもと、より良い発達相談事業の推進に努めます。

施策

施策の方向

① 早期発見と療育、教育・保育の充実

乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障がいの早期発見に努めるとともに、発達に支援を必要とする幼児や育児に不安のある保護者等の相談・情報提供体制の充実を図ります。また、心身の発達に遅れや心配のある子どもの通園事業や早期療育事業・保育所等訪問支援事業の継続的な実施により、障がい児の発達や保育士等への指導・助言、家族の支援に努めます。

主な事業

- 1) 相談体制の充実(発達相談員による相談)
- 2) 教員に対する研修の充実(関係機関や発達相談員による研修の実施等)

② 支援を必要とする児童へのサービスの充実

心身の発達に遅れや心配のある児童等へのサービスの充実に努め、相談・情報提供体制の充実を図ることで、障がい児の発達や、その家族の支援に努めます。

主な事業

- 1) 療育、教育・保育の充実(特別支援学級などにおける教育・訓練、発達支援保育事業、加配保育士・教員の配置、療育検討委員会、教育支援委員会)
- 2) 親子を支える教室・発達支援事業(サポート教室、ことばの教室、のびのび教室、児童発達支援事業所等の充実)
- 3) 児童発達支援事業所たんぼぼ園の新築移転整備計画

4-4. 子どもの貧困対策の充実

現状と課題

国では、就業しているひとり親家庭の半数以上が相対的貧困（全国民の所得の中央値の半分を下回っている状態）の状態にあることが指摘されており、子育て家庭の経済的基盤の安定は、子どもの育ちにとっても重要な要素となっています。

本市においても、生活が困難であることが予想される子どもや家庭がみられ、安定した生活を送れるよう支援していくことが重要です。

特に、貧困の状況にある子どもにおいては、相対的に不登校などにつながりやすく、自己肯定感や学習意欲が低くなる傾向も指摘されていることから、教育上の支援や生活上の支援をはじめ、様々な場面における支援が必要です。

保護者のつながりや居場所づくりを通じて「心の貧困」をなくすとともに、貧困による様々な連鎖を断ち切り、健全な成長を促すための仕組みづくりが必要です。

基本方針

貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、幅広い視点から、総合的な支援を必要とします。

計画に掲げるすべての施策が貧困に対する支援につながるという意識のもとに、関係部署との連携をより一層強化します。

施策

施策の方向

① 就労等支援の充実

貧困の連鎖を断ち切るために、子育て支援団体や行政が、それぞれの立場で相談や支援につながる仕組みの充実に努めます。

主な事業

- 1) 就労への理解を深める啓発と支援(生活困窮者自立相談支援事業、母子自立支援等)

② 支援を必要とする子どもたちの関係部署へのつなぎ

支援を必要とする子どもや保護者等を、とりこぼすことなく支援へとつなげる仕組みづくりを進めます。

主な事業

- 1) 貧困施策につながる支援への理解と啓発
- 2) 支援を必要とする子どもを支援につなげる仕組みづくり(学校プラットホーム化等)

第5章 子ども・子育て支援の事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

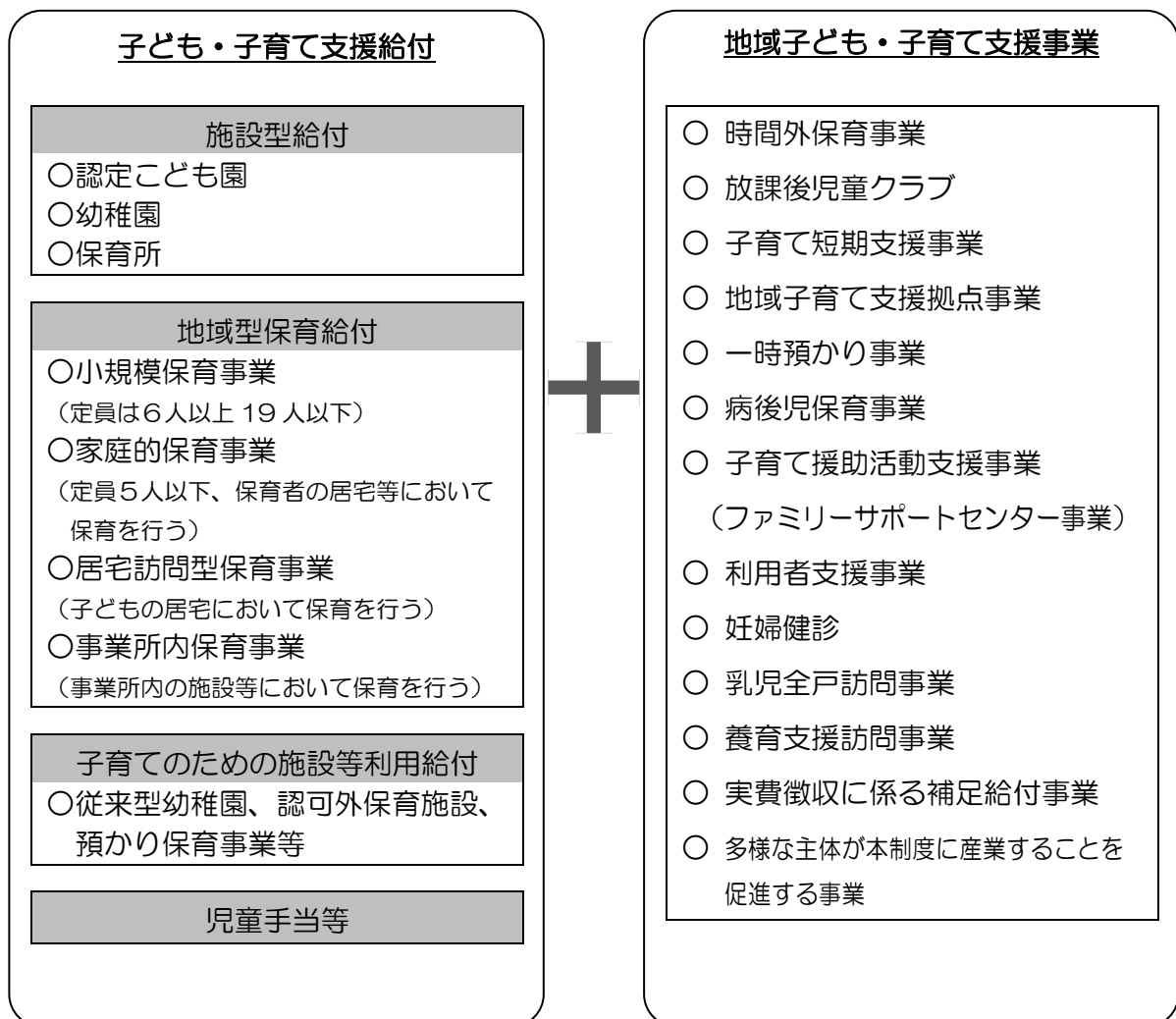
本市においては、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析等をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、教育・保育提供区域を1区域に設定します。

2. 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、第1期計画に引き続き、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成31年に実施した「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

【子育て支援の「給付」と事業の全体像】



3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 前提となる事項

市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況にアンケート調査等から把握した利用希望を加味し、令和2年度から令和6年度までの幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童を出さないことを前提とします。

【認定区分と提供施設】

認定区分	保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
1号	あり	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
2号		保育所、認定こども園	保育短時間
3号		保育所、認定こども園、地域型保育事業	保育標準時間
新1号	なし	幼稚園、特別支援学校等	不要
新2号	あり	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業	
新3号		0～2歳児	

【こども園構想等整備計画】

計画年度	施設名
令和2年度	公立 柏原保育園 山田さつきこども園建設のため閉園予定
令和3年度	民設民営 社会福祉法人寿翔永会 山田さつきこども園 (R3.4.1 開園予定) 柏原・岸上・山田保育園 (公立3園) の統廃合 公立 児童発達支援事業所 たんぼぼ園 (R3.4.1 新築移転による開園予定)
令和6年度	公立 (仮) 紀見こども園 (R6.4.1 開園予定) 紀見保育園、紀見幼稚園 (公立2園) の統廃合予定

4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		平成30年度（実績）			令和2年度			令和3年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		461 (500)	896 (826)	538 (483)	340	960	539	311	927	525
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	593	878	498	499	879	503	514	863	493
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)		132	▲18	▲40	159	▲81	▲36	203	▲64	▲32

(単位：人)		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		287	904	526	261	872	510	244	867	495
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	514	863	493	514	863	493	486	876	496
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)		227	▲41	▲33	253	▲9	▲17	242	9	1

(1) 1号認定<3～5歳>

【事業内容】

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子どもの認定区分
(幼稚園、認定こども園)

【確保の方策】

1号認定については、ニーズの見込み量は確保されています。こども園が新設されることで、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がるとともに、保護者の就労状況の変化に関わらない教育・保育の提供が可能となります。

(2) 2号認定<3～5歳>

【事業内容】

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子どもの認定区分
(保育所、認定こども園)

【確保の方策】

共働き家庭が増え、2号認定が増えると予想される場所、今後のこども園の開設については、保育ニーズ等に充分配慮し、利用定員の設定については、保護者の就労状況に関わらない教育・保育の充実と確保に努めます。

(3) 3号認定<0～2歳>

【事業内容】

満3歳未満の保育を必要とする子どもの認定区分
(保育所、認定こども園、地域型保育事業)

【確保の方策】

出生数が減っているにもかかわらず、0・1歳児の入園数が増加傾向にあります。

共働き家庭が増え、3号認定が増えると予想される場所、今後のこども園の開設については、保育ニーズ等に充分配慮し、利用定員の設定については、保護者の就労状況に関わらない教育・保育の充実と確保に努めます。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11時間）の前後30分以上において時間を延長して保育を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	462	459	443	432	415	405
②確保の内容	1,407	1,242	1,350	1,350	1,350	1,372
差(②-①)	655	783	907	918	935	967

【確保の方策】

開所時間（保育標準時間認定）の11時間を超えて延長保育を実施している園が、27年度の9園から、令和元年度には、幼保連携型認定こども園が開園したことにより、公設園6園（紀見・三石保育園、橋本・高野口・すみだ・応其こども園）、私立7園（みついし・学文路さつきこども園、輝きの森学園、あやの台幼稚園、あやの台・香久の実・橋本さつき保育園）の計13園になり、より多様な就労形態等に対応できるようになりました。

今後も引き続きニーズに応じた延長保育が的確に提供できる体制を確保していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

橋本小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	62	84	92	95	90	88
②確保の内容	80	120	120	120	120	120
差(②-①)	18	36	28	25	30	32

紀見小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	112	106	104	99	94	91
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
差(②-①)	8	14	16	21	26	29

境原小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	33	43	50	52	60	65
②確保の内容	40	40	80	80	80	80
差(②-①)	7	▲3	30	28	20	15

柱本小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	32	33	37	36	32
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	16	8	7	3	4	8

西部小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	44	46	53	53	55	54
②確保の内容	40	40	80	80	80	80
差(②-①)	▲4	▲6	27	27	25	26

学文路小学校・清水小学校区

(単位：人)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	42	40	37	31	31	30
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	▲2	0	3	9	9	10

隅田小学校・恋野小学校区

(単位：人)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	134	127	134	124	117	103
②確保の内容	120	160	160	160	120	120
差(②-①)	▲14	33	26	36	3	17

あやの台小学校区

(単位：人)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	98	115	118	119	120	121
②確保の内容	80	120	120	120	120	120
差(②-①)	▲18	5	2	1	0	▲1

城山小学校区

(単位：人)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	75	93	93	97	97	85
②確保の内容	80	120	120	120	120	120
差(②-①)	5	27	27	23	23	25

三石小学校区

(単位：人)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	93	93	94	94	89	83
②確保の内容	80	120	120	120	120	120
差(②-①)	▲13	27	26	26	31	37

高野口小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	48	74	82	91	95	95
②確保の内容	40	80	80	120	120	120
差 (②-①)	▲8	6	▲2	29	25	25

応其小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	74	75	78	85	90	90
②確保の内容	80	80	80	80	120	120
差 (②-①)	6	5	2	▲5	30	30

【確保の方策】

平成 30 年度では、市内 15 小学校のうち、12 小学校において放課後児童クラブを実施しました。また、実施していない 3 小学校については、タクシーなどを利用してもらい、近隣の放課後児童クラブへ通所してもらいました。(小学校は平成 31 年度に 14 校となり、実施していない小学校は 2 校となりました。)

利用者の増加が著しい地域において、新たな放課後児童クラブを開設するかどうかを含め、教育委員会、学校関係者、放課後児童クラブ運営団体で協議を行っていきます。また、老朽化の進む専用施設においては、市の財政状況を考慮しつつ、専用施設の建て直しや学校内の空き教室への移動を検討します。

【新・放課後子ども総合プランに基づく項目】

●一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和 6 年度に達成されるべき目標事業量

市内 14 小学校すべてにおいて放課後子ども教室を実施しており、放課後児童クラブを利用している児童は、放課後子ども教室のプログラムに参加することができます。小学校内で実施している放課後児童クラブは、すべて一体型として実施しており、今後も実施していく予定です。

●放課後子ども教室の令和 6 年度までの実施計画

放課後子ども教室は、市内 14 小学校すべてで実施しています。今後も継続する予定です。

●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

小学校内で実施している放課後児童クラブは、すべて一体型として実施しており、今後もこの状態が継続できるように放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日時等について検討及び情報共有できるよう図ります。

●小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブは、実施校 12 校のうち 10 校で余裕教室を、さらにそのうち 2 校で放課後のみ特別教室を利用して放課後児童クラブを実施しています。放課後子ども教室は、特別教室、図書室、体育館等の一時利用で実施しています。今後も学校関係者と協議を行い、積極的な活用に努めます。

●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブに係る業務は教育委員会に補助執行させており、いずれの事業も教育委員会で実施する体制となっています。今後も継続して連携強化に努めます。

●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

市内の放課後児童クラブは、すべて NPO 法人や保護者会が運営しており、特別な配慮を必要とする児童への対応については、各運営団体で受入の判断をし、必要に応じて専門的な知識を有する指導員を配置しています。

今後も、利用者の実態等を踏まえた上で、運営団体と連携し、特別な配慮を必要とする児童を受け入れられるよう努めていきます。

●地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

開所時間及び延長については、放課後児童クラブの運営団体が独自に設定しています。現在、放課後児童クラブの開所時間は、すべて午後 7 時 00 分までとなっており、一部の放課後児童クラブで利用者の実態等に応じて 7 時 30 分までの延長を行っています。

今後も、運営団体と連携して、地域の実情に応じた開所時間の延長を継続していきます。

●放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策及び利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を授業の終了後に単に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っています。市内の運営団体は、その役割を認識し、学童保育での遊び・生活を通じた実現に向けて創意工夫を図りながら主体的な取組みをしています。今後も行政と運営団体とが情報交換、方針確認等を通じて、放課後児童クラブの役割向上に努めます。

また、個々の放課後児童クラブにより違いはありますが、お便りやホームページ、地域イベントでの啓発等様々な手段で活動内容の周知を図っています。今後も、情報発信の充実を図れるよう運営団体と連携していきます。

(3) 子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：泊数)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	139	30	30	30	30	30
②確保の内容	300	300	300	300	300	300
差(②-①)	161	270	270	270	270	270

【確保の方策】

平成30年度は、養育者の入院等により139件の利用がありました。

養育が困難で、児童の保護を要するケースの場合、児童相談所が一時保護を決定することが多くなっています。

今後も、養育及び保護を要する児童については、児童相談所との連携のもと取り組んでいくことが予想されますが、本事業の利用の必要性がある場合は、積極的に活用していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場において、子育てのアドバイスや育児への不安など相談できる環境を提供し、家庭訪問などの子育て支援へとつなげる事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回/月)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	954	1122	1099	1092	1059	1027
②確保の内容	1,540	1220	1220	1220	1220	1320
差(②-①)	586	98	121	128	161	293

【確保の方策】

6か所ある子育て支援センターごとに独自の取組があるため、親子は地域を限定せず、自由に市内の子育て支援センターを利用しています。

今後も地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができ、保育所で実施しています。

①幼稚園の一時預かり・2号認定による定期利用

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,194	13,328	12,321	11,365	10,337	9,452
②確保の内容	-	28,942	29,812	29,812	29,812	28,188
差(②-①)	-	15,614	17,491	18,447	19,475	18,736

②その他の一時預かり(一時保育・トワイライトステイ)

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	513 (458+55)	1,044 (740+304)	1,044 (740+304)	1,044 (740+304)	1,044 (740+304)	1,044 (740+304)
②確保の内容	2,500	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
差(②-①)	1,987	996	996	996	996	996

【確保の方策】

ニーズの見込みに対しては実施施設の拡充も含め、実情に応じた事業の実施に努めます。

(6) 病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	14	116	116	116	116	116
②確保の内容	580	580	580	580	580	580
差(②-①)	566	464	464	464	464	464

【確保の方策】

現状の施設で確保が可能であると考えられるが、今後も市内保護者への啓発に努めるとともに、事業実施園と協議のうえ、サービスの提供方法について検討を進めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が互いに会員登録をし、センターの橋渡しにより様々な育児の手助けを行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：件)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	973	1350	1350	1350	1350	1350
②確保の内容	1,350	1350	1350	1350	1350	1350
差(②-①)	377	0	0	0	0	0

【確保の方策】

より安全な援助活動を行うため、提供会員へのスキルアップ研修を実施するとともに、おためし体験等の取組により、センターの機能強化や制度の周知、提供会員の増員に努めます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

多様な教育・保育や子育て支援事業によりきめ細やかな子育て支援に努め、育児不安・育児負担の軽減のため、個々のニーズに応じて、確実に提供する必要があります。子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

多様な子育て支援サービスに利用について、利用者支援機能を果たすため、日常的に地域の様々な子育て支援関係者および市関係機関との連携に努め、切れ目のない支援を提供します。

(9) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	380	357	346	337	326	314
②確保の内容	430	441	441	441	441	441
差(②-①)	50	84	95	104	115	127

【確保の方策】

安心して妊娠・出産につながられるよう、早期届出について啓発に努めます。

(10) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	226	357	346	337	326	314
②確保の内容	387	357	346	337	326	314
差(②-①)	161	0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施するとともに、母子保健推進委員の活動について啓発を充実することで、勧奨に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	500	500	500	500	500
②確保の内容	400	500	500	500	500	500
差(②-①)	376	0	0	0	0	0

【確保の方策】

要保護児童地域対策協議会などを通じ、養育支援が必要であると判断された家庭に対して、確実に訪問できるよう支援力のアップにつなげていきます。また、ファミリーサポートセンターと連携を図り、きめ細かな支援に努めます。

(12) その他

①実費徴収に係る補給給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

【確保の方策】

地域の実情と勘案しながら、実施を検討します。

②多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

【確保の方策】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を図ります。

6. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

乳幼児数・園児数の動向を見ながら、認定こども園の整備を進めていきます。今後、令和3年度には公私連携幼保連携型認定こども園が1園、令和6年度には公立の認定こども園の開園を進める予定です。

子どもたちが幼児教育から小学校教育へ円滑に移行するための取組として、保育者と教員が相互参観や合同参観する機会、園児と小学生が交流する機会、小学校区内の園児同士が交流する機会を計画的に実施していきます。また、保護者と教員が合同研修する機会を通じて、発達や学びの連続性の大切さを確認し合い、より充実した教育・保育に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、市民参画により構成される「橋本市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行うとともに、庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

